

## 相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会（第3回）会議録

招集年月日 平成20年4月25日（金）

招集の場所 相楽会館 会議室

開 会 平成20年4月25日（金） 午後 1時30分

閉 会 平成20年4月25日（金） 午後 3時10分

出席委員（14名）

1	木村浩三	2	炭本範子
3	酒井弘一	4	阪本明治
5	山本喜章（副委員長）	6	山本敏一
7	西中茂	8	岩崎宗雄
9	山口勝己（委員長）	10	奥野卓士
11	坪井久行	12	今方晴美
13	北 猛	14	青山まり子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長） 木村 要

地方自治法第110条の規定により参考人として出席した者の氏名

京都南部環境事業協同組合理事長 津路正志

京都南部環境事業協同組合副理事長 西田昇二

事務局職員出席者

事務局長	林 幸造	主幹	福田全克
	主査	國子慶順	

付議事件

議案第18号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

## 相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会

平成20年4月25日(金)

相楽会館 会議室

(午後1時00分 開会)

委員長 皆さん、ご苦労さまでございます。座って進めさせていただきます。本日は、相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会をご案内しましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度当初の大変公私ともお忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。委員長の和束町議会の山口勝己です。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、奥野議長から報告がございます。奥野議長よろしくお願いいたします。

奥野議長 皆さんこんにちは、議長の奥野でございます。

2点ご報告を申し上げます。

1点目は、皆様もご承知のとおり、任期満了に伴います南山城村議会議員の選挙が3月30日に行われ、新たに10人の村議会議員が決まり、4月4日開会の臨時議会におきまして、新しい議長に北 猛さんが再選され、あわせて相楽郡広域事務組合議会議員として選任され、また、青山 まり子議員も相楽郡広域事務組合議会議員として選任されました。

また、和束町議会におかれましては、3月24日開会の定例議会におきまして、新しい議長に岩崎 宗雄さんが選出され、相楽郡広域事務組合議会議員として選任されたところでございます。

笠置町議会におかれましても、4月23日開会の臨時議会におきまして、西中 茂議員が相楽郡広域事務組合議会議員として選任されたところでございます。

従いまして、地方自治法第110条第3項「閉会中においては、議長が、特別委員会委員を選任することができる。」の規定に基づき、南山城村議会の北議長、青山議員、和束町議会の岩崎議長及び笠置町議会の西中議員を相楽郡広域事務組合し尿くみ取り手数料特別委員会委員に選任いたしましたことをご報告申し上げます。

2点目は、本日、午後1時から議会運営委員会を開催していただき、本日の特別委員会終了後に、全員協議会を開催することに決定いたしました。

去る2月18日の全員協議会において「第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画(原案)」について説明がなされましたが、その後、京都府への意見照会、組合ホームページによる住民からの意見募集、「相楽ふるさと塾」のOBで構成されます「ふるさ

と相楽21」会員への原案の説明、意見交換が実施され、それらの内容を反映いたしまして、「計画素案」がまとまったため、全員協議会において、その「計画素案」の説明を受け、組合議員の皆さまのご意見をいただくものであります。どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

委員長        ありがとうございます。

それでは、さっそく会議を始めたいと思います。

ただ今の出席委員数は、全員であります。定足数に達しておりますので、これよりし尿くみ取り手数料特別委員会を開会いたします。

さて、当委員会は、既にご承知のとおり、これまで、1月22日、1月31日の2回開催し、各委員の皆さんから多くの質問や意見をいただいております。本日は、第3回目の委員会となっております。

それでは、本日の会議に代表理事であります木村精華町長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶を受けたいと思います。木村代表理事、どうぞ。

木村代表理事    皆さんこんにちは。皆さまには、何かと御多用の中にもかかわりませずし尿くみ取り手数料特別委員会を開会いただきまして、誠にありがとうございます。閉会中の継続審査ということで、し尿くみ取り手数料の改正についてご審議をいただくわけですが、議員の皆さま方には、平素から、当組合の運営に対しまして、御協力いただいております、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

先ほど、奥野議長さんからもご紹介がありましたように、新たに当組合議会議員となられました和束町の岩崎様、笠置町の西中様には、これからもひとつ、広域事務組合の議員として、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、今年の1月22日と1月31日の2回にわたりまして、慎重にご審議をいただいておりますし尿くみ取り手数料特別委員会で、し尿の収集量に対する疑義が指摘されました。去る2月6日に笠置町におきまして、収集業者、事務局、また、委員さんにも立会っていただいたうえで確認を行い、その結果、適正な収集が行われていることが確認されたとの報告を受けております。

また、本日は、参考人として、し尿収集運搬業者の代表者にも出席いただくこととしておりますので、十分にご審議の上、可決承認していただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

委員長        ありがとうございます。それでは、委員会の会議を進めてまいりたいと思います。

本日の会議は、まず、前回の確認により、笠置町有市地区での「計量」についての報告からです。

事務局から報告をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。事務局の國子でございます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元に配付しております資料に基づきまして、立会いをした結果についてご報告を申し上げます。レジュメをめぐっていただきますと、し尿くみ取り立会結果についてという資料を付けさせていただいています。一枚目にはその結果の概要、二枚目はA3の立ち会った時の作業中の状況等をデジタルカメラで撮りまして、それらを添付した内容でございます。それでは、ご報告の方、早速申し上げます。

立会の日時につきましては、平成20年2月6日の水曜日、午前7時から7時55分まででございます。立会の場所は、笠置町の有市地区でございます。収集業者につきましては、大和清掃でございます。

立会いたしましたのは、笠置町の山本議長さん、笠置町住民課の東課長さん、事務局2人でございます。

状況のところに書いてございますけれども、立会いたしました軒数は下記のとおり5軒であり、この有市地区は勾配、坂道になっており、バキューム車を止めての作業となります。

坂道においては、ゲージでの確認は平坦地とは異なるため、なかなか困難ではありますが、収集量の決定にあたりましては、まず、それぞれのご家庭の便槽の大きさ、容量を事前に収集業者が認識されているということでございます。収集時に便槽の蓋を開けますと、溜まっているし尿の量を目視でそのし尿の量を確認する。毎回ではないのですが、収集を始めた当初の頃は、そこのお宅のし尿の量がどのくらいであるかということを一旦くみ取って、平坦地に持って行って確認をしたということでございます。最終的には、収集を行いまして、ゲージで確認する、ということで収集量を決定していくと、こういう流れになってくるわけでございます。

今回の2月6日の立会におきましては、5軒で、資料にもありますように、1,200リットルの収集量、つまり、住民さんからのくみ取り券をいただいたということでございます。5軒収集した後に、平坦地にバキューム車を移動させ、それでゲージのほうを再度確認したところゲージでの確認の合計のところは1,332リットルということでありました。

従いまして、個々の家庭からは、実際の収集量以内で、し尿くみ取り券をいただいていることが確認されたということでございます。

立会の作業状況等につきましては、A3の資料に1軒目から5軒目のそれぞれの収集前と収集後、収集の状況も踏まえて、ここに写真入りで掲載させていただいております。今ご説明いたしましたように、坂道であるということもありますので、実際に

示しているゲージ、坂道の傾斜等を勘案して、便槽の大きさ、収集前に確認した量等を総合的に判断して、収集量を決定しているという状況でございます。報告は以上でございます。

委員長 　ただ今、事務局から報告がありました。笠置町議会の山本委員さん、何か補足説明がございましたら発言をよろしくお願いします。

山本委員 　以前は、この場所で、住民から非常に苦情が出てきて、どんぶり計算で取っているのではないかと。ただ、3人家族も1人家族も結局同じ量を取っていた。そんな苦情が出てきたので、それで今事務局から説明があったとおり、平坦なところに持って行って計った結果、この資料にあったとおりであります。また、住民にもくみ取り量をご確認いただき、納得いただけました。結果はそういう状態です。

委員長 　ただ今補足説明、現状を説明いただいたわけでございます。この件、1月31日に答えを出そうと思いましたが、2月6日となりましたので、今日こうして報告することになりました。これから質疑に入りたいと思います。どんなことでも結構でございますので、質疑その他質問ございませんか。よろしくお願いします。

山本委員 　笠置町はそういう状態でありましたので、反対する理由もない。私はそのような意見であります。

委員長 　ゲージについては、今、山本委員からもこの件については、ミスが無かったということで報告させていただきます。住民からのいろんな苦情、意見ございましたら、何かございませんか。

西中委員 　金額的な問題はどうか。

委員長 　比較してちゃんと出ていますね。はい、事務局にもう一度説明をいただきます。

事務局 　し尿くみ取り料金の改正については、平成19年度に各構成市町村から住民代表の方に出していただきまして、委員長には帝塚山大学教授を委員長に選任し、4回の適正化委員会を開催させていただきました。そのなかで検討しました結果、現行では、114.41円という原価計算が出されまして、それに基づいて10リットル当たり110円が適当ではないかということで、委員会として代表理事に答申がなされた、こういう形でございます。それを受けまして、平成19年11月に定例議会上程させていただきました。その時に、閉会中の継続審査となり、こういった経過で、本日を迎えているということになります。

委員長 　委員会を持っていただきまして、道は踏んでいただいていると思いますので、この10円に対してはいろんな意見があると思いますけど、場は踏んでいますので。他に何かございませんか。今日は、あと、業者さん呼んで意見交換、業者さんに対して、苦情なりいろんな質問、意見交換をしていきますので、どんなことでもかま

いません、やりあうということは無いと思いますけど、相手は業者さんでありますので、意見の違いがございますが、そこそこ、丸く収まるようにお願いしたいなと思っております。全て住民代表の声として業者さんにぶつけていただきたいと思います。よろしく願いいたします。業者さん呼んでください。

委員長 し尿くみ取り業者からの意見聴取を行います。本日、京都南部環境事業協同組合を構成する8業者の代表として、津路理事長、西田副理事長を参考人として招致しております。

まず、最初に、津路理事長に御紹介を兼ねて、代表して、一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

津路理事長 (株)クリーンサービス山城の津路と申します。京都南部環境事業協同組合の理事長をやらせていただいています。昨年から私も議会を傍聴させていただきまして、閉会中の継続審査ということで苦労様でございます。業者としましても稲垣代表理事の時に、3年に1回位はし尿の委託料の見直しをしていくというご返事もいただいております、ですね、6年程時間が経ってしまして、毎年、要望書等は広域事務組合さんの方には出させていただいているという経緯があるんですが、具体的に厳しいというお話でして、現状でして、住民サービス、私たち業者が維持していくためには、適正な委託料をいただかないと、かなり、ガソリン云々だけの問題だけではなく、人材の確保等も含めましてかなり厳しい状況にありますので、是非とも委託料の改正といった方向で善処いただきますように、よろしく願いします。失礼します。

委員長 ありがとうございます。これより意見聴取ということで質疑に入りたいと思えます。皆さんどしどし業者さんと話し合ってくださいまして、お聞きになったらと思えます。何かご意見ございませんか。

はい、坪井委員。

坪井委員 料金問題の時に問題になりますのが、正確に量が計られているのかどうか、それとチケットとが一致しているのかというのが今問題になっているわけです。業者さんが不正をしているというよりも、構造的要因があると思うんですね。ゲージ1目盛りが18リットルで、その間が正確な測量が困難ではないかと。その18リットルというのが標準家庭では、大体月300リットル、18リットル÷300リットルで、約6%の範囲内で誤差が生じる可能性があるのではないかと。

ここでもう一つ問題が、チケットが10リットル券ですね、ですから、10リットル÷300リットルで、約3%の範囲でこれも誤差が生じるのではないかと。実際6リットルであっても10リットルの券を支払うということもあるわけです。そうなりますと、ゲージの方で6%以内、チケットの方で3%以内で誤差が生じるのではないかと客観的に思われるのですが。それについて、この間の平成2年から平成18年ま

での誤差の表を事務局からいただいたんですね。0.2%から3.8%の範囲の誤差となっています。業者さんのほうでは、そういった指摘も住民のほうからもいづらかあったかと思うんですが、どんなふうな対策を講じられているのか、考えられておられるのかお聞かせ願いますか。

委員長 津路理事長お願いします。

津路理事長 答えられる範囲でお答えしますが、今言われたように、液状ですので、エンジンもかかっていますし、そうすると液状ですので、揺れますよね、現状揺れるんです。上下する部分は若干ありますし、それでいくと揺れている時に上のライン、3つも4つもじゃないんで、正直言いまして現場で廻っている作業員の判断に任せるしか現状ないんですね。逆に下のラインをとって、券をいただきます、それで、満タンになった状況で、券をカウントして1800リットルなかったら、処理場に入れないうというよりも、逆に業者が持ち出しになるんです。だから、固形のものではなく、液状のものなので相楽だけではなく、バキューム車は、日本全国同じですので、ある意味、素人が作業をしているわけではありませんので、経験を持った作業員がやっていますので、作業員の判断に任せるしかないと思います。

委員長 はい、坪井委員どうぞ。

坪井委員 結果として、毎年、わずかな1~2%の額、数百万円のそういう誤差が生じておりますし、累計しますと、平成18年度現在で約1千万円程度の累積分があり、このへんを抜本的な正確に読み取れ、正確に料金がもらえるようにと。業者も専門家として判断していただいている。行政に対するこうして欲しいという要望、なんらかの対策を考えられておられないかどうか。

委員長 津路理事長。

津路理事長 現状使っているバキューム車というのは、バキューム車の技術が進歩しても、液状のものが完全に静止するものではありません。多い少ない、疑問なりそういった部分があるんでしたら、そういった逆に私は、城南衛生管理組合さんみたいに、人頭制をとっていただいて、お年寄りから子供さんまで、1人いくら、この世帯は何人家族だからいくら、そうすれば、例えば水1つにしても現場廻っている時に、綺麗に取りたいと思い、水も入れていただきたいとお願いしますけど、水を入れることによって、住民さんからは値段が高くなるので嫌われるというかたがいらしゃいました。人頭制を考えていただければ、正直言いまして、行ってもチケットの用意がないから、し尿券がないから汲めません、また帰る。また後日行く、これだけでもかなりのロスになると思います、業者にしてみれば。そう考えると、住民基本台帳があるわけですから、それに基づいて、この世帯は、何人でいくらかとやってもらえると業者としても、助かります。城南衛管さんでは、すべて行政のほうで振り込んでいただく、業者が集

金というのがありませんし、それこそその部分の疑問なりを解決するのであれば、人頭制を採っていただければ、非常にクリアーになると思います。

委員長 坪井委員。

坪井委員 人頭制というシステムを取ってはどうかというようなご意見ですが、これもまた検討に値するのではないかなと思っています。ただ、現在の従量制を取っている範囲の中で改善するということで考えた場合、ゲージが18リットルで1目盛りですが、10リットルで1目盛り、ゲージ1目盛りという工夫はできないのかどうか。奈良市では、そんなことも。

阪本委員 誤解があるといけませんので、よろしいですか。奈良市の場合は、毎月の場合は人頭制でやっています、確かに。わずかなところがありますのでね。あと、簡易水洗といって、水を流される分がありますね。ああいうものとか、もうひとつは、3か月とか複数月に1回とか、例えば工事業者の仮設トイレとか、そういう場合は従量制でということで、毎月じゃないです。毎月の1回のくみ取り、純然たる1回のくみ取りは、人頭制を採用されています。それだけちょっと申し上げておきます。

坪井委員 目盛りですね。10リットルということは無理なんではしょうか。

津路理事長 業者がどうこうできるのではなく、逆に問い合わせをしていただいて、10リットルの目盛りができるのであれば、10リットルでも私たち別にいいですし、それができなければ、変な話、便槽がありますよね。田舎のほうに行ったりすると、壺みたいなのがある。それこそ、例えば、18リットルのポリタンクじゃないですけど、きっちり便槽に目盛りでも入っていて、住民さんがみて、300リットルやとわかるような、そういうものを作る方が、どうしてもそのへんをクリアーにしたいのであれば、そっちのほうの手取り早いと思います。液状のものを精密機械で計るのは、し尿の場合は水と違いまして、液状でもやはり紙が入っていたり、混入物があるわけですよ。だから計量メーターでもかなり狭雑物がメーターのボックスの中に、拭いて流せるやつありますよね、あれも下水道ならいいのしょうけど、浄化槽とかくみ取り便所に捨てられると、目詰まりの原因になったりもしますので、そういったものが混入している中で、正確に測るというのは、バキューム車では難しいのではないかと思います。

委員長 他に何かございませんか。もっと簡単なことでも。

北委員 笠置町の山本議長の件ですが、山本議長、この写真の中に写っていますけど、5軒のうち、顧客がこれは下がってありがたい、これであつたら公正でいいはと言ってくれたのか、今まで5千円だったのが、3千円になったので、それはそれでいいとなったのかなのか。これどっちですか。そこらへんもう少し。

山本委員 笠置町についてはなぜ苦情が出たのか、先ほどもご説明させていただ

たとおりであります。人間が何人が減ってきた中でも同じであると。家族数が減っても同じと。急斜面のところを取っていただいて、平坦なところに持って行って、私が立ち会いの上で、これだけの量ですと。住民も納得いただきました。

北委員 納得されたんですね。業者の方にお聞きしたいのですが、積算の根拠ですね、根拠の中に運転手さんプラス作業員の方で原則としてやると、原則ですね、その現実ね、実際その2名、TPOに応じて、いろいろあると思うんですが、やはりその1名採用されておられるようなところも見受けられるのですが、その業界、厳しいですか、しんどいか、儲かってないですか。どっち、よう儲かりますか。その要するに、私は南山城村なんですが、業者が団体さんで5台から集まっています、やっていますよね。4台で8人いらぬのかなかと思えば、8人はおられない。TPOと思うんですよ、企業努力もあるんだけど、しかし、積算としては、きちっと2名、一番高いのは人件費。そこらへんの話で、笠置の方も納得されたと。また、2名対応ということに対して、私、大谷処理場の受付で、ずっと座って見ておりましたところ、当然し尿を最終、投入するというんですか、機械の中に入れるのは必ず1名で対応されておったなという記憶があるのですが、それと、2名として対応されたら、もう少し高くなるのか、1.5名くらいやから安くなるのか、114円という数字になったのか、ちょっとだけ、内輪話を教えてください。

津路理事長 基本的には、毎年、委託契約を更新させていただいておりますし、その中では基本的に2名という形で私は認識しております。し尿であれば6分の1業者ですし、他の業者が、どうされているのかは分かりません。ただ、私は、業者の立場からすると、2名ですけど、2台持って1名でもっていくときがあります。1台現場に置いておいて、1台2名で作業して、運ぶ時は1名ずつで運ぶ。正直これ、合理化だと私は思っています。フルに2名2名、4名をそこにまわすのは正直厳しいところがあります。4トン車の活用にしてもそうなんです。4トン車持って行って、2トン車で汲んで、作業してまた空けると、結局4トン分を2名で作業して処理場に持っていくと。ある意味これ合理化なんですよ。他の業者さんが、2名で作業されていないのであれば、それはよくないことだと思うので、逆に厳しい目を見ていただいたら、結構かなと思います。

北委員 大変な仕事をさせていただいて、私は不足を言っているわけではないけども、ただその積算の方法で2名という対応がされていたので、私はお聞きしたかった。しかし、(株)クリーンサービス山城さんについては2名体制でやっておりますよと。当然のことながら、南山城村は遠いので、2台を3人で持ってきて、1台汲み上げたら、その1台を持っていく、これについては合理化で、それはそれでいいと思うんです。もう1点、私見ていた時には必ず2トン車で、1,800リットル、1,810リッ

トルという表示でどんどんどんどん来てるね。夕方、最後の車を見るとそれも1,800リットルになっている、どっちか言ったら。ですから、単純な話ですけど、笠置地区で1,200リットル集めたよと、1,200リットルを最終、大谷処理場に持って行った、これはこれでわかるわね。1番で2番で3番で4番目で1,800リットルになるという理屈は語呂合わせかなと。それについては、清掃する、水をどんどんどんどんかけるその上で、1800リットルにしたのではないかなという気もして見ていた。

津路理事長 1,800リットルにするために、100リットルか200リットルなのか、水を入れるのは、かなり時間がかかる。極端に言えば水増しですよ。水を入れているんですから。

北委員 1,800リットルに合わすのはさすがやねと思うわけです。1日の終わりにもきちっと1,800リットルでくることがおかしいなと思うわけです。数字的に語呂合わせかなと思って、疑問に思って質問しています。

津路理事長 毎日、私も計量表をチェックをしていますから、1,900リットルがあったり、1,700リットルがあったり、1,800リットルがあったりそれは事実です。私も現場を廻っている頃は、1回やられたらとは言いませんけど、この業務をやっていると、各お宅の便槽がどのくらいというのは、ここの便槽どのくらい、もちろんノートにも付けていますし、ある程度読めるんですよ。不思議なもので、作業していると1台作りたいという、作業しだすとそういう気持ちになる。不思議だなと思うのもわからないではないですが、現場のほうで、調整をして、そこまで汲んでしまうと1,800リットルになると、なるけど、時間30分中途半端に終わるからという部分で時間調整しているかもわかりませんし、1,800リットルに関して他の業者さんは私分かりませんが、早く帰ってくることもありますし、基本的には1台作って今1台18,000円ですか、現場で作業する者は、半分で9,000円、昔から今月の台数は何台だった、2トン車何台搬入した、その認識はありますので、1,800リットルを作るのが一つのきりなんです。他の業者さんは分かりませんが、それが現実です。

北委員 それをどうのこうのと言っているのではなくご苦労さんと思っている。単純な質問ですね。1点目は2名積算されてたのに、1名しか乗っていない、これが1点。きちっと1,800リットル、3,600リットル、あまりにもきちっといき過ぎやなと思う。たまたま、大谷処理場で座って見ていたら、はは~んと思うのです。いい仕事してください。ご苦労様です。やはり、私たちは市町村議会を代表して来ています。実際100円から110円になったとしたら、当然、新聞報道なり、今、住民が値上げ値上げということでガソリンが上がったり、うどんの粉が上がったりとい

う中で、仮に1割アップということになったら、我々は議会に報告しなければならない、それをどういうふうに説明するのかという話。単純に燃料代あがっているという話しかできないなど。私が今言ったことについて、住民がいつも1人しか来てないというのがあるから、聞かれた時に何かあればいいなということで聞いています。燃料代が高くなった、人件費が高くなった、3年、4年なりで見直しをするというだけなら、こんな会議する必要ないしな。燃料代も上がっている人件費も上がっているというのなら簡単だと思う。必ず2名の積算がまず1点と、そんなことを言わないで、燃料代と人件費が上がっているという話なら簡単です。委員長終わり。

委員長 阪本委員。

(テープ反転)

阪本委員 今、北委員がおっしゃったようなこともありうるかと思ったのですが、私のそういうことを体験した場合、気持ちのいい職員さんが多くございましてね、それは考えたくないのですけども、ただ、ノルマ制であるとか歩合制である場合だったら、またそれには欲が出るかもわかりません、そのへんを教えてくださいませんか。事業所によって違うでしょうけども。

西田副理事長 うちの場合は、歩合制とかそういう成果主義は取っておりません。定額の給料で従業員に払っております。今のご質問に対する答えですね。キャパがそれほどたくさん、ございませんので、成果主義を入れるほど、現在くみ取りの絶対数はございません。

阪本委員 ありがとうございます。

津路理事長 うちも同じくそういった形で給料ですので、たくさんしたからたくさんもらえるとかそういった部分では全くありません。

委員長 途中でございますが、2時30分までここで休憩いたします。

( 休 憩 )

委員長 会議を続けたいと思います。ご静粛に。意見ですけど、私の方でちょっとまとめてきた質問等ございますので、それがいくつかありますので、皆さん聞いていただいて、不思議な点があったらここで、簡単なことから前回のことも控えてございますので、業者さん悪いけど簡単にもう、皮肉言ってもらっても結構ですし、訴えることがあったら訴えていただいて結構でございますので、質問を私の方からさせていただいて、もう皆さんの頭の中に入れとくために書いてきておりますので。簡単なことから聞いていきます。一問ずつ答えてください。収集業務について住民から多く取っているんじゃないかとの声がございまして、実際どうですか。声が上がっているのが現実でございますので、その疑いはありますか、ありませんか。

津路理事長 多く取ったからといって、私ら業者が換金に行って現金に換えること

もできませんので、そういった必要もありません。

委員長 はい、2番目、世帯数以前より少なくなっていて、チケットの枚数も変わらなかった、これも同じような声を聞くけれど、そのような声が出た場合には、業者としてどう考える。同じ世帯で減ってきているのに、枚数一緒とか、そんな声聞いた場合にはどう思いますか。

津路理事長 不思議ですよ、逆だったら、やはり言いますよね、同じこと。

委員長 それと、水を入れてくださいとか、わざと増やしているのではいかと、それも聞いていて、必要以上に使っているのと違うかという声もあがっているし、その分については、やっぱり綺麗にしたいからか。

津路理事長 水を入れないと綺麗に取れない時には流して欲しいですけど、簡易水洗なんかは、水を入れていただかなくても綺麗に取れますので。それは本当、トイレの構造によってお願いをさせていただいて、お客さんが高くなるからいやや、量増えるからいややという場合は仕方ないですし、無理にはそれ言いません。

委員長 坂道の場合、計量困難などいろんなことが出ていました。収集する前に、住民に説明、坂でこう初めの説明をしっかりとするのが、一番ベターでないか。今後の指導として、作業員の指導にあたって、やはり坂道うんぬん言ってはるし、この件について、今後どのように対処していくか、その作業員に対しても、理事長のほうから教育していくと、その一言で済む話やし。その点についてどう思うか。坂道で計量狂っているんちゃうか初めから見てもらって、取りますよという前に、住民に先に見てもらって、それから仕事を始めると、最後これでしたよと3段階の説明をするように指導していただきたい。

津路理事長 メーターの確認という部分ですよ、基本的に広報等にも立会いということで、業者としては声をかけるように私たち業者としてはそれは行っています。坂道に関しては、1回1回、何メーター上がって、また何メーターもバックして、効率が落ちますので、1回そのベースがきちんとありまして、そのへんはある程度メーターも見ますけど、通常行っている作業員であれば、目分量で簡単にと話じゃありませんので、十分気を付けて作業をさせていただきたいと思います。

委員長 何年前の話かわからへんけど。はい、山本委員。

山本委員 笠置町の場合、急斜面で、勾配付いているところが多い。ホースが家の横を通ってきたりする。住民も納得してくれている。それと、あの細い町道で車が上がってきたら住民もよく分かっていて、隣に移動するまで待ってくれています。

津路理事長 逆に仕事しているから待っとなんていう気持ちはありませんしね。一声かけてとはきちっとしています。

山本委員 平坦なところやったら楽でよろしいやん。

委員長 続けます、そういうことで笠置の場合には、今いろんな問題が苦情なしということで、ポストにチケット入れたったら、少なかったら返したって、余計に取らないように。これだけ、指導だけしておいてください。10年前か5年前かわかりませんが、高いといたらちょっとまけてもらった人がいるという声もあがっている。高いといたらまけるこの事実はどうか。

津路理事長 私答えますけど、一業者ですから、他の業者さんのことわかりませんが、八百屋じゃありませんので、先ほど言いましたけど、まけると券が足りないということになり、それはありえないです。まけるなんてことは、物を売っているわけでないです。

委員長 はいわかりました。皆に聞いて欲しいから。くみ取り、現金で支払う住民が今までいたと思うけれど、その現金はどうしているのか。もらったこともあるでしょう。

津路理事長 過去はうちもありまして、現金をいただくといろいろな不祥事問題は起きますので、何年も前から現金は一切いただいたらだめということで、逆に、広域の担当課長さんの中でも、コンビニに置いていただいたらいいのにとか、そういったお願いをしました。お年寄りには買いにいけないとか、お願いはしました。うちは、一切現金はいただいてませんし、社内で厳しくペナルティを課しますので、一切現金は受け取っていません。

委員長 今、業者が考えている料金10リットルあたりいくらかということを知っていてくれと、10リットルあたり、根拠を十分言ってくれと。

津路理事長 原価計算をしていけば積算根拠はあるのですが、根拠は日々いろいろと変わってますし、原価計算をしていけば適正な料金が出ると思うんですが、衛生手数料等適正化委員会で説明しましたが、10リットル120円、根拠といいますと、全国環整連、全国にこういった業をやっている組合がありまして、そこで取った統計の平均が10リットル120円であると聞いていますので、逆にそれより高いところも安いところも現状あります。あくまでも平均で120円です。

委員長 先ほど北委員からもありましたが、2人で積算しているのに、1人しか乗っていないと、企業努力や合理化、作業時には2名でと言っていたら結構ですし、それで、頑張っていたきたいなと思ってます。そのひとつの単純な問題ですが、バキューム車何台も集まって何をしているのかという意見もある。休憩か何かわからないけれど、仲間内で。そんな声があがってくるわけです。

津路理事長 どこかに、捨てているのではと言われたこともありましたし、たぶんそれは、この地域を、今日一日で片付けるとなった場合に、所有しているバキューム車をそちらに持って行って、片付けようと業者の段取りだと私は思うんですけどね。

へんなことしていれば別ですけど。

委員長　　し尿くみ取り業界は、公共下水道でものすごく減ってきているということで、くみ取り業務がだいぶ減ってきている。各業者にこんなことを聞いていいかどうか分からないけど、経営状態どんなものかと聞いてもらわないことには、たかが10円されど10円になる。経営状態がどんな具合ですかということ、どんな状態か、景気良かったら上げんでもいいし、どうしても上げないといけないものであればあげないといけないし。経営状況をちょっとだけ報告してください。今現在の経営状況を。

西田理事長　　うちの場合で言いますと、かなり悪いですね。もともと少ないシェアだったものですから、そこへ下水道が整備されてきますと、1台バキューム車をキープするのが、損益分岐点で考えますとほぼ割り込んでいる。京田辺市でごみ収集をやっておりますので、その赤字になりかけのところを、そちらで補填して、バキューム車を維持している、正直な今の現状でございます。

津路理事長　　売り上げというよりも、皆さんデータを広域事務組合さんのほうからいただいていると思いますし、投入台数にしてもピーク時の半分を割っていますし、そういう部分でいきますと、かなり効率が悪くなっているのも正直あります。経営状況は、儲かって仕方ないということもありませんし、下水道にしたって、山間部より平坦なところから繋がれていってますので、かえってコストがかかる、そういったことがおこっている、楽なことはない。

委員長　　皆さんそういうことでわかってあげてください。次に、合特法で守られているのではないかという意見も多くあり、これについてどんな認識している。

津路理事長　　基本的には、簡単に説明させていただきますと、この業界、業務が誕生したというのは、処理場がない時に、本来なら市町村がやるべき固有の事務ですけども、処理場がなかったゆえに直営でできなかった。一部、処理場が出来て、直営をされているところもありますが、元々は直営でやるべきこと、ところが処理場がないからできなかった。こういった委託とか許可という我々が誕生しているという歴史がありまして、集めていたし尿はどうしていたかと言いますと、そのへんは、先代とか先々代、協同組合でも聞きますと、竹やぶにほかしていたとか、川に不法投棄を、何十年も前の話ですけど、していたと。うちの会長も田んぼを買って、そこを掘って、夜にということも聞いています。基本的には、法律を犯すわけで警察にご厄介になったという話もよく聞いていますし、そういった背景がありまして、本来であれば、私たちやっている人間は公務員であるべきかなと。本来であればです。ただ、許可、委託という形になっていますので、そのへんのことで、合理化特別措置法、本来、公務員と同等であるべき、代行でやらしていただけてきて、仕事がなくなってきたから、

はいさいならというのは民間の業務とは私たちの業界とは根本的に違ってしますので、すべて、1千万円なくなったからといって1千万円よこせという話は一切業界はしてませんし、業務の安定、社員の生活の安定、そこを基本に合理化特別措置法というのは安定した業務、その代替業務をお願いしたい。それが根本なので、ちょっとそのへんは誤解のないようお願いしたい。守られすぎているとは私は思いません。

委員長       この管内、今6業者について多いか少ないか。それともどのくらい6業者で、というのは業務を遂行するのにこれだけ、非効率的な運営をしてるかもわからないし、合併も視野に入れて考えていく時期ではないか。6業者が多いか少ないか。その件についてどう思う。何かないですか。

津路理事長     多いと思います。ただ、多いというのも本来、廃棄物の処理計画なり基本計画を市町村がきちり立てておけば、業者の数もバキューム車の台数も積算ができるんですよ。だから、これは文句じゃないですけど、許可なり委託業務なりを和束清掃さんが廃業されましたので以前7業者でした。委託というのをぼんぼん出してきた行政側にも責任があるんじゃないかと。本当に処理計画ができてれば、バキューム車の台数もすべて出る。し尿の量も把握されてなかったでしょうし、かなり昔のことですし、現状は多いです、損益分岐点を割っている業者さんもあると思います。市町村合併と同じで個々の事業主がありますので、お前のところ辞めやとか、同じ業者の中でもそういった話はかなり厳しいんじゃないか。事務局長からも提案なり声をいただいております。

委員長       最後に、浄化槽の問題で、格差があるという声があがっている。山間部と都会並みに進んでいるところと違うが、その点について、価格の統一とかいろんなことが考えられるし、不平不満があり、1万円のところ1万5千円、2万円近くになり、その点について、他の地区も含めてどうか。浄化槽の統一単価、南山城村の野殿に行くのと、こんなところ行くのとが違うねんけど、統一単価考えられないか。

津路理事長     協同組合を作って3年経っていますし、毎月定例会をやっていますし、価格統一というと、独占禁止法ありますね。逆にそれはおかしいのではないかという声もありますけど。価格はある程度の基準に持っていくのは大事ななと思います。ただ、正直、サービスが同じであればいいんですけども、8業者ありますので浄化槽に関しては、許可の部分で。ある程度のレベルに合わせられて、サービスも統一できればいいかなと思いますけど、ある程度のやはり若干各企業間の温度差もありますし、ただ話し合う機会がありますので、努力はしていきたいと思っています。

委員長       それだけ気を付けて、努力をしていただきたいと思います。今まとめてみました。後残り聞いてみたいということがありましたが、若干質問を受けたいと思います。北委員。

北委員 発言の機会をいただきありがとうございます。一番最後に山口委員長がお聞きした、単独槽と合併槽、その中で、5人槽、7人槽、10人槽ぐらいまでが、市町村の補助金によって成り立っておるわけですね、設置は。当然のことながら、合併槽であれば1名7人槽であれば、 $1.4\text{ m}^3$ の単価がある、1人200リットルですから。単独槽と合併槽は年に1回汚泥を引き抜いて搬入しますね。それについては、きちんと1,800リットルになっていませんね。1,200リットルとか。そんなんで、はてなど。単独槽は濃いのではないのか、合併槽はうすいのではないかなど。単独槽と合併槽で価格の差があるのかなというのと、うちは4万円、隣は3万円と言う価格の差がある。私の希望として、できれば、かける距離いくらくらいで、5人槽ではいくら、7人槽では基本料金いくら、プラス距離をかけると。明確な基準を作らないと、そういう不信感もなくなるのではないか。大谷処理場の横の恭仁京のあたり、そこで合併槽があったと、1年の保守管理、年に4回来たと、3万円であるということであつたら、運賃代1万円と計4万円としたら、明快でわかりやすいわけです。そこまで、整理をするというのは難しいと思うけども、そのグレーよりもホワイトがいい、ブラックというよりも。わからんところはね、私ところは5万だけど、お宅は3万などとの話しを聞く。そこらへんを明快に、今、答えと言わないけどね、希望として、顧客が納得するような、単価設定ですね。今日はし尿くみ取りということでやっているけども、合併槽の場合、保守点検だから、私はお願いしておきたいなと。また、あなた方にしか頼めない。上野地域から呼ぶことは近いけれどできない。そこらへんの話もあり、5人槽、7人槽、10人槽、価格設定がなされたらいいなと思います。

津路理事長 逆に業者としても統一料金できればいいかなと思います。正直、何人槽いくらと決めている業者さんもありますし、うちは浄化槽でも従量制です。人槽いくらで決めている業者さんもあるみたいですから。そのへん正直、料金はばらついていきますから、基本的には統一料金にしていけたらいい。

北委員 できたらそういう統一的なものがあればわかりやすいのではないかなと。今日はし尿くみ取りですから、希望として、1つの統一的なものを決めていかれた方が、後々やりやすいと。

委員長 他にございませんか。青山委員どうぞ。

青山委員 私、南山城村なんですけど、先ほど委員長からありましたが、住民の皆さんから、苦情とかいろいろご意見とかってというのはありますか。あるのはどういう内容ですか。ありませんか。会社であつてもくみ取ってる時に、いろいろ意見があつたりとか。先ほどありましたような量と料金の差であるとかそういうことかなと思うんですけど、そんな頻繁にある話じゃないですか。皆、長年で毎年のことなんで、改めて不満があつても、いつものことだからとあるかと思いますが、それが一つとね、

もう一つは、形式上液体なので、計れないし全国的にもバキューム車の性質上無理だというその話は理解しますし、止むを得ない点はあるかなと思うんですけども。他所の市町村もいろんな人頭制でやっているところもあるので、委員会で調査したり、勉強している中で、他所と比較して良く分かったんですけども、先ほど奈良市の話もありましたし、業者も仕事を納得して、文句なく、いろいろ言われなくて、適正に仕事をしたら、すごくやりやすいと思いますし、それから、今後は、本当に大変な仕事であるけれども、社会情勢上、これからは、納得して仕事をしていただいて、正確に行政とも協力しながら住民にも理解をしてもらいながらという点では、明確に分かったような方法であれば一番いいと思うのです。先ほど人頭制のほうが私たちもやりやすいとおしゃった業者の意見も、私は大変貴重だなというふうにお聞きしたのですが、そのへんのことをもう少し聞かせていただけませんか。

委員長 一つずつ答えて。まず、苦情の件。

津路理事長 1業者として答えますけど、苦情というのは、例えば、いつもの時期を過ぎているのにまだ来てくれない、どうなってるのかとか。現場では若干、多い少ないあるかもわかりません。ただ、一番多いのが、「留守にしていたから、ごめんまた来てな。」という普通のやり取り、クレームというよりそれが多いですね。業者が行っているのに不在にされる。さっきの話なんですけど、お客さんと住民さんと喧嘩するとかは年にそうないですね。

委員長 2番目の液状のこと、人頭制のいろんな問題。

津路理事長 誤解されていたらいけないんで、液状だから適当にということではありませんし、動いてる中でもきちんとメーターを見ていますし、その中で判断をした数字で、若干の誤差はあると思いますので、その部分は正直、毎日、日報も毎日見ていただいていると思いますけど、少なかったら1軒80リットルとか、1台汲むのに20軒ほど汲まないといけないものもあるんですよ。そういった部分で、現場ではきちんとお客さんに対しても、説明するように、多かったら勝手に汲むなと言っている。通常より多ければ、先に見てもらえと言ってます。お客さんは何で多いのと、後で聞いたら、親戚が来ていたとかもあり、それも本当にあるんですよ。それを先に言わないと、減る分には文句言われませんが、増えることにはいろんなことが出てきますんでね。現場では気を付けるようにという話もしていますし、きちんとやっています。

委員長 他にございませんか。

阪本委員 付け加えて、今のお話、簡易水洗の場合、従量制でやっておられるのでそう誤差がないと思いますけど、綺麗好きな奥さんのところなんかは、ちょっとでも付いていたら流して、水をどんどんどんどん流して。

津路理事長 小さな子供さんが面白半分て遊んで、ペーパーを流したり、水を流し

たり溢れているから、こないだ行ったのにとかというのもあります。

委員長            なければ、これもちまして。はい、北委員

北委員            参考までに、我々これ5市町村で構成しているのですが、個人の合併槽、単独槽、地方公共団体、役場とか公民館とか農協とか何十人槽、何百人槽、相楽管内的には全部、貴組合の方で処理をされてもらっているのか。管理です。

津路理事長        管理に関しては、京都府下、管理は登録制です。管理に関しては、すべて相楽の許可業者がやっているわけではありません。

北委員            それは考えものだ。個人だけでなく、きはだ園とか芳梅園とか、精華町の役場とか商工会とか、いろんなものがあると思うが、それは、よそに任しているのかどうか分からないが、業者さんの保護、守るためにもそういう業者にそういう方向で考えていかないと、きちっと予算化して出していますから、よそへ持って行ってもらうこともないわけ、理屈から言って。商売していて、汗だけかいといて、ええところと持って行かれたらと。それこそ、値下げしたるかなるのでは。市町村長さん議長さんも論議した、皆が繁栄しないと。

津路理事長        ありがとうございます。

酒井委員           せっかくの場なんで、2点だけすみません。さっきもおっしゃって、相楽地域6業者の現状は、実態から見て率直に多いと思うとおっしゃった。その話に続けて、今までの相楽の行政の関わり方、はっきり言ったら行政の責任もありと思うとおっしゃっていましたが、そのあたり、私は過去の行政と業者の皆さんの関わり方、どういう意味で責ありとおっしゃっているのか、ようけいってもらわなくても言いんですけど、ひとつお聞きしたい。もう一点は、現実の経営は大変だろうな、皆な一般的に納得していると思うんです。1週間6日間、日常的にくみ取りなり浄化槽の清掃なり、簡単にいったら、暇な状態なのか、やはりまだ今の状態で、それなりに仕事はずっと、多忙とは言わんでもまあまあ普通なのか暇なのか、そのあたり、もうちょっと業者の方の実感としてお聞かせ願いたい。

津路理事長        先ほども言いましたように、基本的には市町村で人口を把握されている、そこで、1日のし尿の発生量、原単位というのがあるんですが、積算をすれば、年間のし尿の発生量がある。そういった部分ありきで、何十年も昔の話なので、算定すればベストなんですよ、そういうベースが無かった時代ですから、業者に委託を与えたという、だから、誰が悪いという話ではないですが、そういった部分で行政の方にも業者が今は多いと仕事が多くないです、先ほど言われたように。それは、1か月の仕事がない業者さんもあるでしょう。逆に事務局に聞いていただいたら、単純に分かると思いますし、浄化槽、し尿収集を組み合わせるとどうにか1日をしていますけど、時間も余ってきます、現状。処理場の関係で土日はお休みで、ある意味、処理場がそ

ういう状況ですので、集めたものを持っていくところがありませんので、浄化槽の点検であれば、逆にお客さんには、時間に関しては、うちなんかでもかなり余ってきている。業務の転換ができなければ、基本的には、減車、どうにかしたいんですが、そのへん削減になろうかと思えます。

酒井委員　　今6業者さんですよね、以前もう少しあった、それは、行政の関わりの件で、例えば、相楽でこの仕事を受けようと思う方があれば、手を上げなさいと、そういう時期があったということですか。

津路理事長　　その時に誰が許可の権限を持っていたのかも私知りませんし、行政がわかりません。申し訳ないです、それに関してはお答えできません。

委員長　　そういうことで、これで業者さんには、この場をお引取りいただきたい、本当にありがとうございました。

津路理事長　　一言だけよろしいですか、すみません。1人乗車、2人乗車の件、作業については2人、運搬については1人で問題ないということで認識していますが、浄化槽の清掃に関しては2人というのが、誤解のないようにお願いします。し尿の収集の2人乗車に関しては厳しく事務局の方になり、連絡いただいたり、指導いただきたい。車が集まっているという話がありましたよね。私、逆に市町村さんをお願いしたいのが、できればそういったスペースが例えば精華町ならここで木津川市ならここでというのを、逆に確保といいますか、貸してくれというのではないが、場所を提供いただき、そこであれば、法に触れないんです。はい、そういったことを考えていただければ、業者も堂々とそういった作業もできますし、効率化、有効な手段です。お願いしておきたいと思えます。

委員長　　代表理事いらっしゃるので、首長間で話をしてもらって、場所を提供するのがあれば、また考えていただきますとしか答えられませんので。本日は、誠にご苦勞様でした。

本日の質疑はこのへんで留め置きたいと思えます。次回の委員会でございますが、事務局のほうで日程調整をした結果、5月12日両方ともあいていると聞いております。どちらでも結構ですか。それだけ皆さんにお伺いして、午後か午前か。次回委員会は5月12日の午後1時からということで、この日には、採決をお願いしたいなと思っております。この報告で最終臨時議会に望みたいと思えますので、この日は、採決だけと思えますけど、今日の意見を含めて皆さん若干の意見は聞きますが、それで採決をしたいということでご認識をいただきたい。今日の委員会は、この時間を持ちまして閉会にしたいと思えます。よろしく願いいたします。

(午後3時10分 閉会)

平成20年5月23日

相楽郡広域事務組合

し尿くみ取り手数料特別委員会委員長 山口 勝己